

## 19世紀フランス農村における年雇労働力について

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4474778>

---

出版情報：経済學研究. 43 (4), pp.1-27, 1977-10. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 経 済 学 研 究

第43巻 第4号

October 1977

Vol. 43 No. 4

## 19世紀フランス農村における 年雇労働力について

湯 村 武 人

### 目 次

- 一、年雇労働力とは何か
- 二、旧時代の経営における年雇労働力の役割
- 三、プータス著『19世紀前半期におけるフランスの人口』にみる労働力事情
- 四、「1866年の農業アンケート」
- 五、年雇労働力の不足に対する農業経営者側の対応策
- 六、フィリップ・パンシュメルによるピカルディ農村の研究
- 七、「1851年の人口調査」の分析

### (一)

ここに「年雇」労働力というのは、旧制度末期から19世紀中、とりわけその前半期におけるフランス農村史の研究書や統計書などに、domestiques, domestiques de ferme, valets de ferme, 等々の呼称で登場する農業労働者のことである。女性の場合は servantes と呼ばれていることが多い。わが国の研究者の間では、この domestiques 等の用語に「常雇」と

いう訳語を適用するケースが多いし、わたし自身も、事柄が19世紀の後半期におけるそれを対象とする場合には、そのように改めるほうが良いと考えている。「年雇」も「常雇」も、共に年極めで雇われている農業労働者を意味することに違いはないが、日本語の語感として、「年雇」という呼称には、「常雇」と云う場合とは違って、多少とも前近代的な性格を帯びた労働者という意味が伴うからである。わたしは、19世紀のフランス農村は第二帝政下にあたる1860年代を境にして大きく変貌すると考えているが、この同じ domestiques という用語にも、したがって、前半期のそれには「年雇」という、そしてまた、後半期のそれには「常雇」という、異なった訳語を当てるほうが良いと考えている。

ところで、年雇労働力のもつこうした「多少とも前近代的な性格」とは、具体的にはどんな状況を指すのか。1865年にパリで出版された、ロミュー夫人著『19世紀における農民と農

業』<sup>1)</sup> から、少し長いが関係の箇所を引用しておこう。この文章は、女性の身で自ら農場の経営に当たったというこのロミュー夫人の、地主的経営者としての心情を通してではあるが、60年代以前における年雇労働者たちの存在形態と、そのこの頃以降の変化とを、まざまざと教えてくれるであろうから。

「これまで述べてきたところで、しばしば農作業の性質そのものから斉らされることを見ておいた、兄弟のような平等性と古風な共感との感情が、農村における年雇の在り方 (*la domesticité*) に特別の影響を及ぼしている。こうした農村の年雇の在り方と都市の年雇のそれとは決してゴツチャに考えてはいけぬ。多数の農村年雇 (*des domestiques ruraux*) が土地持ち耕作者 (*des cultivateurs-proprétaires*) の階級に属している。ある耕作者に子供が多過ぎて自分の畑の作業にその全部を使いきれない時、それらの子供たちの或るものは、父の家を離れて、家族員数が少ないためにその所有地を充分には耕やせない他の耕作者の許に、使われに行く。子供の多過ぎる家族の過剰分が人手の足りない家族の手助けにやって来るのである。このことから、お互いの間に何の屈辱的なものもない、何の劣等性も含まない、相互的な契約が生れる。雇主と年雇とは一定の期間だけ結びつけられ、彼らの約束を果たし、ついで、再び双方の側から自由になる。

少くとも、ほんの数年前までは、雇主と年雇との関係はそのようであった。人々は、一般に相互の約束に双方共が忠実であった。よほどに重大な理由がない限り、年雇が約束した期限の終わらない内に雇主の家を離れるということはない。

古く慣行と古い風習とを運び去ってゆく運動がこうした関係に影響を及ぼし、有害な方向に作用し続ける。すでにわたしが指摘しておいたような感染が、遠くのほうの人口大中心地からわが国の農村に拡がってきており、それに対しては、道徳教育と模範という至高の治療薬によって対抗するほかはないのだが、わたしがこのように筆を執っているこの瞬間にも、この感染は、今日の時代ほどには冒険的でなく、むしろ開明度はより少ないが、おそらくはモット正直であった時代の最後の廃墟さえも、消し去ろうとしている。

実際的な人々の関心は、久しい以前から、こうした漸次的変質の宿命的な結果に注がれた。そして、農事共進会は、同じ雇主の許に長期にわたって留まっている男女の農村労働者や、その熱心さ、その活動力、その知性によって所有地を良好な状態に保っている人々らに報賞を与えることによって、わたしが今述べたような傾向に対抗する喜ばしい反動の端緒になった。…年雇たちは、州毎に異なる或る定まった時期に、すなわち、あるいは聖ジャン祭の日に、あるいは聖マルタン祭の日に、雇い入れられる。そしてその時、雇主と年雇との間で、相互に年極めの給金を認め合う。フランスのいくつかの地方では、年雇が次の年も同じ雇主の許に雇われるということは稀である。しかし、殆んど大部分の場合には、そのまま契約の更新が行なわれ、年期が終る毎に改めて給金についての談合が行なわれる。……

雇主の家の子供たちは使用人と同じ仕事にたずさわる。関心と利益の生活のこうした共同体から斉らされる平等性は、充分に完全であるので、雇主の娘に惚れ込んだ年雇 (*le valet de ferme*) が彼女に求愛し、時には結婚に至るこ

1) Madame Romieu, *Des paysans et de l'agriculture aux XIX<sup>e</sup> siècle*, 1865

ともある程である。年雇という身分は、わたしが既に上に述べておいたように、しばしば過渡的な状態ではないのであって、何らの本質的な劣等性を含むわけではない。けれども、こうした状況は今日では極めて激しく脅かされている。大規模の諸変化が現われ、農村に人手が不足している。鉄道の要求する除土作業、パリで遂行されている巨大な規模の工事が、わが国の村々の人口を減少させる。兵役も農業からその最も頑健な子供たちをむしり取る。これらの諸原因に、大都会のもっている、逆らい得ない、どうしようもない魅力、短期間での稼ぎや手軽な享樂の願ひ、が加わる。その結果として、農村諸身分の中でのぞっとさせられるような脱営や、労賃の強度の騰貴が生じる。耕作者は、なかなか手伝人夫 (*des manoeuvres*) や年雇を探し出せない。唯単に彼の資力を上廻る賃金を支払わねばならないだけでなく、手伝人夫側が押しつける苛酷な条件を甘受せざるをえない。<sup>2)</sup>

ロミュー夫人のこうした叙述は、旧制度末期のswazon地方を対象にしたポステル・ヴィネの次のような指摘とも、決して矛盾しないと云えよう。両者は、いっけん甚だしく異なっているかにも読みとれようが、ポステル・ヴィネがマルクス主義的な冷徹な史眼によって事態を把握しているのに対して、ロミュー夫人の場合には、前にもことわっておいたように、彼女の地主的的心情によって、ある種の美化が施されているにすぎないからである。

「年雇 (*les domestiques de ferme*) さえも——、すなわち、農業資本家への奉仕に最も完全に入り込んでいる人々さえも——、賄ひ分

のほかに極めて低い賃金を受取るにすぎない。それは単なる小遣い銭にほかならず、それらの賃金額は、1750～60年には、年間40リーヴルから50リーヴルを決して超えなかった。このように低い賃金は、これらの常雇い労働者たちの大借地農業者に対する全面的な従属によって、説明がつく。彼らの大部分は、彼らの耕やす数片の土地を彼らの両親からまだ分けて貰っていない若者たちである。彼らを養ったり彼らに仕事を与えたりすることの出来ない諸経営から一時的に追い出された彼らは、いずれは家族の畑を分けて貰って零細農 (*des manoeuvriers*) になることを期待しながら、差し当って仕事口を見付けねばならないのである。<sup>3)</sup>

こうした指摘は、また、ほぼ同様の形で、フィリップ・ボシスの論文<sup>4)</sup>にも見出すことが出来る。すなわち彼は、アンジュー、ポワトゥ、及びブルターニュの3州の境界に位置する農村地域を考察したこの論文の中で、この地方の農業経営が、一般に3つの世帯からなる家族的労働力、すなわち、戸主夫婦の世帯とそれぞれに既に配偶者をもっている2人の子供の世帯とからなる、合計3世帯の家族的共同体によって経営されたと指摘したあと、次のように述べている。

「モット年の若い、まだ独身の娘や息子たちは常に必らずしもその農場内に住んでいるとは限らず、一般に、隣りの教区のラブルール (*des laboureurs*) の経営に、青年年雇として身を寄せている。」

3) Gilles Postel-Vinay, *La rente foncière dans le capitalisme agricole*, 1974. P.83

4) Philippe Bossis, *Le milieu paysan aux confins de l'Anjou, du Poitou et de la Bretagne, 1771—1789. Etudes rurales*, No 47. 1972. P.122

2) 同上書, 414—417頁

彼の論文にはまた、「ラブルールの息子や娘であり、他のラブルールの許に年極めで雇われている年雇」という表現も見られる。<sup>5)</sup>

さらに、カーン地方の農村について考察したガブリエル・デセルの論文<sup>6)</sup>も、この地方では「日雇は一般に35才ないし60才、モット特殊な場合には50才ないし60才であったが、年雇 (*les domestiques*) は、男女を問わずほぼ15才から25才であった」、と述べている。そして彼は、「年雇は、確かに結婚した日からその雇主の家を去らねばならず、その後、彼は日雇農になる。けれども、若しも彼の妻自身がその農場主の娘である場合には、この世帯はそのままその小作農業者に使われる; ということは起りうる<sup>7)</sup>」、とも述べている。

要するに、「年雇」労働力の主要部分を構成するものは、古い時代には、決して極貧の農家の出ではなく、むしろ、やや裕福な部類にさえ属する農家出の若者たちであったと見做しえよう。彼らは、やがては若干の地片を父の遺産として相続して零細な小農民 (*des manoeuvres, des manoeuvriers*) として独立するようになるが、それまでの期間を、いわば手工業分野における徒弟身分を想わせるような境遇において、その青年期を過渡的に他の裕福な農家において過す。したがって、その給金は、— この点についてはロミュー夫人は触れようとしないが—、極度に低いものでしかない。それは全く、ポステル・ヴィネの指摘するように、「単なる小遣い銭」にほかならない。

最後に、その詳細な紹介を後章に予定してい

る論文<sup>8)</sup>の中でロナル＝アンリ・ユブシエルが述べている文章を引用しておく。

「年雇のその雇主に対する従属は、他の農業労働者の場合よりも、ずっと緊密である。このことは、農場に恒常的に居住している被傭者と雇主との日々の接触ということによって、自然に説明がつく。こうした従属は、彼等が若干の小土地片を所有しており、その耕作のためにはフラオー家の協力が必要不可欠である場合には、そしてまた、いつも農場内で暮しているわけではないので、彼等が同家から穀物を買ったり、彼等にとって必要な収穫物の運搬を行う上に同家が手助けをしてやる場合には、一層強化される。従属はまた、金融面で紛れもなく明白に現われる。なぜなら、要するに雇主はその雇い人たちのちっぽけな貯金の保管人であるだけでなく、管理人でさえもあるからである。現行の制度は、奉公人たちの求めに対して雇主のほうで前貸を認め、後で給金の総額からその分を差引くというやり方である。けれども、最も意味深いのは、彼等はその金を何に使うのかを雇主にはっきりさせねばならないということである。ここにこそは、いわば未成年者と見做した彼の年雇たちに対する、大経営者たちの重苦しい温情主義を示すものがある。

それにも拘わらず、年雇は、農業労働者たちのうちの最も割りの悪い部類のカテゴリを代表するわけではないようである。大部分の場合、彼らは、景気の変動や急激な物価騰貴から庇護されている。その結果、彼らは彼らの給金の全部を自由に処分することが出来る。したがって

5) 同上書, 126頁

6) Gabriel Désert, La population de la plaine de Caen et la crise de 1846—1847. (*Annales de Normandie*, 1951. P.254)

7) 同上書, 254頁

8) Ronald-Henri Hubscher, Une contribution à la connaissance des milieux populaires ruraux. Le livre de compte de la famille Fla-haut (1811—1877). (*Revue d'histoire économique et sociale*, 1969)

物質的狀態はヨリ困難さが少なく、生活水準はヨリ高い。衣服やレジャーの予算、タバコの使用、時計の入手、薬局での頻繁な薬の購入、医者による治療、が充分にそのことを立証している。

こうした状況は、経済的・社会的な分野に、このことはわれわれが既に見たことだが、それに劣らず重大な影響力を及ぼす。なぜなら、彼らは、自分たちの稼ぎの一部分を、彼らの両親の為に留め置くことが出来るからである。最後に、もしも彼らが粗末で窮屈な生活を送ることを我慢するなら、節約して貯金をため、家を買うことも可能になるし、彼が若し自らも経営者である場合には、彼らの耕作しているいくつかの地片の購入者になることが出来るだろう。かくして彼らは、土地所有者というあれほど羨しがられた身分に辿りつくだろう。』<sup>9)</sup>

## (二)

このような年雇労働力は、農場経営の労働力として、旧制度末期から19世紀前半期にかけてどのような役割りを果していたのだろうか。ジョルジュ・ルフェーブルに旧制度末期のノール県における事情を述べた文章があるので、少し長いが関係箇所を引用しよう。<sup>1)</sup>

「原則として、約20ヘクタールの経営が1人の犁夫 (un valet de charrue ou carton) , 1人の手伝い年雇 (un second valet) , 及び1人の年雇女 (une servante) を雇った。第一の人物は馬を御し、雇主と協力して農作業を主宰した。第二の人物には純粋な手作業、すなわ

ち、除草、なたねや馬鈴薯など稈耕作物の溝揚げ作業、牛小屋や馬小屋の掃除、溝や道路の維持、麦打ち作業が課せられた。賃金は低く仕事の疲れは酷い。女年雇は家畜の世話にあたり、日に3度も牝牛の乳を搾り、パンをこねて焼きあげ、女主人を助けてバターやチーズを製造し、家事仕事にあたり、麻や羊毛を紡ぐ。時には草取りもした。……

大経営だけが、すべての農業賃金労働者中で最も独立的で最も高い賃金を支払われた羊飼 (un berger) を1人雇った。これらすべての年雇 (des domestiques) は、当然に賄い付きであり、寝場所を与えられた。彼らは年極めで雇われた。犁夫は100~200リーヴル、手伝い年雇はそれより1/3少なく、羊飼はそれより1/3多い賃金を貰った。……

耕作者 (le cultivateur) は、常備人員数を最少限に引き下げるために、除草、シャベルでの畑の溝作りと溝浚えについて、手伝いの日雇労働者を時々雇うことを余儀なくされた。……

年雇は酷い取扱いをうけたし、賃金もヨリ高く支払われたわけではなかったが、扶養すべき家族を持たなかったのも、パンは保証されていた。メナジェ (le ménager)<sup>2)</sup> は、その境遇

2) メナジェ (ménager) という言葉は、北部フランスと南部フランスとでは、用法を全く異にする。後出のプータス (Pouthas) は、南北フランスで同じ言葉が異った意味に用いられることがあると指摘したあと、次のように述べている。

「一つだけ例をあげれば、大体において農業経営主を意味するのに用いられた《ménager》という古風な言葉が、19世紀になっても依然としてなお使われ続けている。ただし、北部フランスではそれは全く零細な地片持ち耕作者 (tout petit cultivateur parcellaire) を意味するが、南部フランスでは、逆に、北部フランスの《富裕なラブル》に相当する南部フランスの存在、すなわち大所領の経営者を意味する。ピカルディでは《耕作者》 (cultivateur) のほうが《メナジェ》 (ménager) より大きいのが、プロヴァンスではメナジェよりも小さい。」 (プータス、後出書、96頁)

9) 同上書、400頁

1) G. Lefebvre, Les paysans du Nord pendant la Révolution française. PP.277-279

としては耕作者 (le cultivateur) のほうにヨリ近かったが、しばしば元農場年雇であり、その子供たちの誰かをヨリ容易に雇って貰えた。日雇労働者は物乞い以外に頼れる手段をもたなかった。」

むろん、こうした必要年雇数やその給金額などは、当然に地方毎の違いが大きかっただろう。例えば、是永東彦氏は、同じく旧制度末のスワソン地方に関して、次のようにまとめられている。

「18世紀の大フェルミエの標準的経営(100～200ヘクタールの規模)においてどの程度の雇用労働力を用いたであろうか。雇用労働力は常雇と臨時雇に区分すると、常雇は犁耕労働者(charretiers), 羊飼(bergers), 牛飼(vachers), 奉公人(homme de cour)等からなるが、常雇の数は13～14ヘクタールに1人の割合であると推定されている。したがって、大フェルミエの経営には、10ないし10数人の常雇がいることになる。……常雇は多くは若年労働力で、将来零細な家族経営を継いで、貧農ないし半プロレタリア農民となるような者からなっていた。」<sup>3)</sup>

また、これは正しくはフランスではなくドイツの領域内(バヴァリア州ライン沿岸地域の西縁部分)に位置し、ドイツの都市ザールブリュッケン(Saarbrück)とフランスの都市サルクミーヌ(Saarequemines)から等距離にある農場であるが、リテルゾーフ(Rittershof)農場(耕地100ヘクタール、牧草地25ヘクタール、山間部の放牧地25ヘクタール、林地200ヘクタール)の例をあげておこう。『実用農業新聞』

3) 是永東彦, 「アンシン・レジーム期フランス農業における資本主義的生産——パリ盆地中央部について」, 農業総合研究所, 『農業総合研究』, 第28巻, 第3号, 136頁

(1845年)がその農場経営形態について詳細な紹介を行っており,<sup>4)</sup> 殆んど東部フランスにおける事情と見做しうと思われるからである。

人夫頭 (chef de main-d'oeuvre) ……………	1
犁 夫 (charretiers) ……………	2
牛 飼 (bouviers) ……………	3
チーズ製造人とその手伝い……………	2
羊 飼 (berger) とその手伝い……………	2
アルコール蒸溜係とその手伝い……………	2
灌漑係 (irrigateur) ……………	1
森林看視人……………	1
冬は森林の伐採区で働き、夏は園地で	
働く、苗床や植林地の副看視人…	1
計……………	15

但し、この15人の常雇のうち、9人だけが年極めであり、残り6人は日給であった。また、この日給6人中の1人である羊飼の手伝いは、その賃金及び賄いを羊飼によって負担されている。

さらに、前にみたガブリエル・デセルの論文は、カーン付近の農村の場合、「借地農業者は大部分の場合、最低5人の年雇、3例では10人ないし15人の年雇をさえ使用しているが、他方で通常の経営は精々3人の年雇しか使用しておらず、時として、その小作農業者に子供がいる場合には、全然年雇を雇っていないこともある」<sup>5)</sup>と述べている。

最後にフィリップ・パンシユメル<sup>6)</sup>の著書<sup>6)</sup>に

4) Journal d'agriculture pratique, 1845, Janvier. P.365

5) Gabriel Désert, La population de la plaine de Caen et la crise de 1846—1847. (Annales de Normandie, 1951. P.253)

6) Philippe Pinchemel, Structures sociales et dépopulation rurale dans les campagnes picards de 1836 à 1936. P.19

掲げられているソンム県アルウ (Hallu) 村の1851年の職業別人口構成を示しておく。

	男	女	計
土地持ち耕作者	4	4	8
土地持ち小作農	13	10	23
他業を兼ねる小作農	2	—	2
日雇農	17	18	35
他業を兼ねる日雇農	5	2	7
年雇	7	—	7
織物業労働者	?	?	43
計	48(+?)	34(+?)	125

(三)

然し、このような年雇労働力の調達は、大革命以降のフランス社会近代化の進展につれて、当然に、次第に困難になってくる。例えば、プータスの著書<sup>1)</sup>から主要10都市の人口推移表を掲げておく。第1表。これらの大都市群にその急速に膨脹した人口の少なからぬ部分を供給したものが、農村からの流入人口であったことは明白である。それだけの人口は当然に農村から失なわれ、その労働力事情を困難にした筈であ

る。

もっとも、プータスの研究が明らかにしているように、少なくとも1831年迄は、フランスの農村人口は、そうした都市への流出にも拘わらず、逆に、専ら増加し続けた。「(農村人口は)都市のそれに似たような、ないしはそれを上廻る割合で増大し続けるし、都市人口の(相対的)規模はまだ小さいわけだから、全体の進化は農村のそれであつたと云い得る」<sup>2)</sup>とプータスは述べている。

然し、やがて事態は変る。「1836年以降は、それに反して、人口移住(migration)が恒常的な構造を特質づける組織的現象として現われ、農村では、人口流出(émigration)が優越的地位を占めるようになる。」<sup>3)</sup>「農村は、七月王朝の中期ないし最後の諸年次に、人口増加の最大値を、すなわち過剰人口に境を接する絶頂を知った。」<sup>4)</sup>

むろん、地方毎の差異は大きい。例えば、共に強度の人口増加を記録した地方であるが、ローヌ河平原は専ら人口流入の中心地であり、逆に、アルザスは人口流出の中心地である。かくして、「地方毎の研究が必要である。」以下、プ

1) Charles H. Pouthas, La population française pendant la première moitié du XIX<sup>e</sup> siècle, 1956. P.98

2) プータス, 同上書, 205頁

3) プータス, 同上書, 205頁

4) プータス, 同上書, 217頁

第1表 主要5大都市の人口の推移

	1801年	1831年	1846年	1851年
1	パリ 547,736	パリ 774,338	パリ 1,053,897	パリ 1,053,262
2	マルセイユ 111,130	マルセイユ 145,115	マルセイユ 183,181	マルセイユ 195,292
3	リヨン 109,500	リヨン 133,715	リヨン 177,976	リヨン 177,190
4	ボルドー 90,992	ボルドー 99,062	ボルドー 121,520	ボルドー 130,927
5	ルーアン 87,000	ルーアン 88,086	ルーアン 99,295	ルーアン 101,265

プータス P.98



ータスの著書の中から、北部及び西部にかけての諸地方に関してだけ、具体的な叙述を引用しておこう。<sup>5)6)</sup>

フランドル「この世紀の初めの40年間には、干潟の干拓によって改善された農業労働と亜麻の家内労働との組合せとの上に基礎をおいた、フランドル農村の繁栄が現実であった。然し、亜麻工業の漸次的衰退は1840年に極めて重大な危機に辿りつく。かくしてこの頃、その溢れるばかりに健康な発達が、リル (Lille), ルーベ (Roubaix), 及びツールコワン (Tourcoing) で始まる綿業諸中心地にむけての、農村の労働力人口の滑走が生じる。……地方内部での人口移動の動きは、とりわけ、停滞している純農村地方と発展しつつある工業地方とを、はっきりと明示するに至る。けれども、目下のところは

農村の人口密度は、なお依然として極めて大きい。」

アルトワ及びピカルディ「鉱業の発達は始っていないし、大工業はまだ存在していない。この地方は、この世紀の初めの¼期にどの肥沃な農業地方においても共通して押し進められたことが確められている進化を、経験する。この進化は、1821年以前に一つの発達を達成するが、その発達の程度は、まだ貧弱なものでしかなかった。……農業技術はかなり促進せしめられ、ボカージュ地域では間作物による継続的輪作に到達している。土地所有は、《メナジェ》の所有に属する零細な土地片が見られるまでに、細分化されている。したがって、農村人口の過剰が存在する。

人口密度のこうした稠密性は、土地の労働の閑散な時期における家内の労働の付加によって可能である。すなわち、その製品がフランドル地方の織物業やルーアンの洋品雑貨製造業やを養うアルトワ地方の製糸業、アミアン (Amiens) とボーヴェ (Beauvais) との間の農村地帯における毛織物業、アブヴィル (Abbeville) とボーヴェ及びサン・カンタン (Saint-Quentin) の付近での粗製亜麻布業。……この二重の生活手段のお蔭で、人口は、すべての郡で例外なしに、急激な運動を伴わないで緩慢に、増加する。事実、農村の工業労働は少しずつ打撃をうけていた。亜麻の水漬け場と皮剥ぎ場とは亜麻の一般的な衰退によって姿を消し、木綿によって取って代わられた。冬期に多大の労働力を必要としていた人手による脱穀作業は、機械の使用によって代替された。1830～1832年の恐慌は毛織物の織工たちを破滅させ、彼らは製糖工業に身を委ねるが、この工業はエーヌ県の特別な地方だけにしか存在しなかった。そのため

5) アータス、同上書、206—209頁

6) 出稼労働者事情を取扱った論文やモノグラフィには、現在までにわたしの見ることの出来たものに、次のようなものがある。

Roger Bêteille, Les migrations saisonnières en France sous le Premier Empire. (Revue d'histoire moderne et contemporaine, 1970.)

André Dubuc, Les migrations temporaires d'ouvriers dans les départements normands, (Annales de Normandie, 1954)

Guy Thuillier, Les transformations agricoles en Nivernais de 1815 à 1840. (Revue d'histoire économique et sociale, 1956)

Abel Chatelain, La main-d'oeuvre et la construction des chemins de fer au XI<sup>e</sup> siècle. (Annales: Economies, Sociétés, Civilisations, 1953)

Abel Chatelain, Migrations et domesticité féminine urbaine en France, XVIII<sup>e</sup> siècle - XX<sup>e</sup> siècle. (Revue d'histoire économique et sociale, 1969)

Marie-Antoinette Carron, Les migrations anciennes des travailleurs creusois. (Revue d'histoire économique et sociale, 1965)

G. Désert, Les paysans du Calvados au XIX<sup>e</sup> siècle. (Annales de Normandie, 1971)

に、アミアンとボーヴェとの間の地方では1846年以後、人の気がなくなった程である。……

農村諸工業のこうした漸次的衰退は、王政復古期と七月王朝期とに極めてはつきりと人口の停滞が認められることの理由を説明する。1850年以後における鉱業の発達がピカルディ地方の人口を再建するが、これは別種の人口であり、もはや農村的な人口ではなくなる。」

**パリ地方**「ルイ・シュバリエ (Louis Chevalier) 氏によってオワズ県に関して与えられている諸指標によって、農村地域における織物業の存在、皮革・木材・及び小規模製鉄業などの地方分権的な工業による人口稠密性の維持がなお依然として明らかにされうるが、クレール・モンタテル (Creil-Montataire) の付近で人口集中が生じていることや、オワズ県とパリ集塊との中間における人口と諸工業との諸交換はまだ始まっていないことを、明らかにすることが出来る。他方で、パリの人口形成についての研究は、首都にむけての人口流入は、とりわけ、セヌ・エ・オワズ県、セヌ・エ・マルヌ県、及びオワズ県の人々の所業であったことを示している。」

**ノルマンディ**「西ノルマンディは、2度の調査のお蔭で、18世紀末におけるその偉大な富の諸要素を明らかにした。すなわち、耕地及び栽培牧草地の発展と木綿工業の創出。その両者の双方が農村に影響を与え、村や町の大規模の発達をもたらした。けれども、世紀初めにおける機械の導入によって、この大規模の農村工業の内部に、二重の革命が生じた。1805年には、まだ、きわめて多数の手繰り製糸場がすべての農村に存在していた。紡ぎ車による製糸工場は、19世紀の初めの1/4期に、少しずつ姿を消していったのである。新しい機械による製糸工場は、

その地域を、水力を利用することによって河谷地域に限られていた。1823年に121の木綿製糸工場がそれらの河谷に位置を占めており、そのうちの3/4はルーアンに収斂する諸河谷に集中していた。機械化は、台地地域を支配していた家内的な織り場を傷つけることはなかったし、それらの家内的機織は、それどころか、第一帝政期及び王政復古期には、大きな躍進を経験した。……最初の機械制織物工場はフェカンブ (Fecamp) で1825年に出現し、次いでルーアンで1828年の日付をもつ。1834年には600工場になった。その結果は、1833年から1845年にかけての期間における農村織物工の漸次的減少であった。1839年の恐慌は彼らに重大な影響を及ぼした。幾千人もの失業者が、もはやアルザスの競争に対抗しえなかった彼らの仕事を再び見出すことはなかった。1848年の恐慌後は、こうした農村の機織は姿を消した。

**ブルターニュ**「その貧困さにも拘わらず、ブルターニュは強度に人口稠密な地方である。人口の大部分は田舎町や小都市に住んでおり、そのことがこの地方に、都会的な地方のリストの中では期待されなかったような地位を与える。出生率は極めて高く35%であるが、死亡率もまた高い。

農村生活の基礎は、大きな改善なしに、ずっと昔からのままに留まっていた。荒野は、若干の開墾にも拘わらず、1840年にも、依然として領域の1/3 (若干の地点では半分) を掩っていた。それは全く利用されていなかったわけではない。それというのも、それは家畜の飼育、但し凡庸な家畜飼育に役立てられていたからである。栽培牧草地は殆んど存在しない。優良地にだけ、(死にもの狂いの労働のお蔭でやっと程良い生産性をあげて)、食料としてのソバとラ

イ麦、販売用としての小麦、それよりずっと少  
い量の馬鈴薯を作付けされていた。」

(四)

1851年になると、農業人口の職種別構成を検  
討しうる最初の人口統計書が現われる。しかし  
その検討は後章にゆずって、ここでは、1866年  
の「農業アンケート」<sup>1)</sup>を取上げておこう。こ  
れは、同年3月28日の法令にもとづいて実施さ  
れ、9月から12月にかけての期間に回答を寄せ  
られたものである。調査の実施は、農業・商業  
・公共事業の3省の依頼をうけた総委員会が、  
土地所有状態、経営様式、土地所有権の移動、  
所有地賃貸条件、資本—信用手段、賃金—労働  
力、肥料、耕作方法、—(以下省略)—、等  
々、極めて多岐にわたった項目について、161  
にも及ぶ詳細な質問事項を並べたアンケート表  
を作成し、それを各県に送り届けるという方法  
で行なわれた。県はそれを出来るだけ広汎な機  
関、すなわち、農業協議会(chambres consu-  
ltatives d'agriculture)、農業協会(sociétés  
agricoles)、農事共進会(comices agricoles)、  
等々の機関に配布し、その回答を取り纏めて総  
委員会に報告した。全国で約6,000にも及ぶ回  
答が寄せられたと記録されている。この報告は  
全国89県を28地区(circonscription)に分けて  
取纏め、翌1867年に公刊されている。

アンケートは、賃金—労働力の項では、次の  
ように質問している。

「23. 農業の労働者たちの賃金は騰貴した  
か。また、如何なる比率で騰貴したか。

24. 農業のために雇われている年雇(dome-

stiques)以外の労働者や奉公人の賃金について  
も同様であるのか。

25. 賃金騰貴の原因は何か。

26. 農業人員は減少したか。農村労働者の数  
は耕作の必要に比例しているか。それとも不充  
分になったか。

27. 農業労働者の不足があるとすれば、その  
原因は何か。

28. 農村人口の都市に向っての流出運動と工  
業的労働を求めての農業的労働の放棄は、著し  
い比率で生じているか。

29. 肯定の場合、それらの流出運動の中での  
男だけの数、世帯の数、女ないし娘の数、の間  
の割合は如何。

30. 農村から都市にむかって流出する労働者  
は、土工ないし農業労働者であるか。それとも  
逆に、左官、大工、等々の職人たち、ないしは  
家事使用人の階層に属するか。

31. 人手不足は、それが感じられる場合、専  
ら農業労働者の減少に基づくか。ある程度まで  
は農業の発達、とりわけ、ヨリ多くの作業量を  
必要とし、したがって、同一耕作面積当りにヨ  
リ多量の人員を必要とする、工業用作物の栽培  
面積の拡大に基づくことはないか。

—(以下省略)—

まず、アンケート総委員会それ自体が取纏め  
ている「全体報告」<sup>2)</sup>の中から、若干の興味あ  
る個所を引用することから始めよう。

「大土地所有が失ったもの、中土地所有が日  
々失っているすべてのものを、小土地所有が吸  
収している。ただ単に小土地所有がその所有地

1) Enquête agricole, Ministère de l'agricul-  
ture du commerce et des travaux publics.

2) Première Serie, Documents Généraux. Ra-  
pport à son exc. M. Le Ministre Secrétaire  
d'Etat au département de l'agriculture, du c-  
ommerce et des travaux publics, par le com-  
missaire générale de l'Enquête. PP.120—166

を年毎に払っているのみならず、それと並んで農業労働者の階級が、賃金の引上げによって少しずつ富裕化しており、今度は彼らが土地所有権に接近している。大部分の県において、彼らのうちの少くとも75%は、今日では土地持ちになっている。」

「小土地所有が絶えず増加しているので、彼らの手と彼らの貯蓄との届く範囲内にある地片の価格は、著しい割合で騰貴してる。買手側の競争は激しく、小分けしての売却は、そうした売却が貯蓄が再建されるのに充分な程度の時間の幅をもって行なわれる場合には、売手側にとって非常に良い条件で行なわれる。これに反して、ブロックで一括売却される土地、ないしはその状況のうえから大・中の所有地にしか適合しえないような土地は、ある程度の値下りを蒙っている。」

「農業労働者の不足の主要原因は、ヨリ知的な耕作に与えられた発達、土地所有の次第に益々激しくなる細分、家族内における子供の数の減少、公共事業の発展と兵役の必要、農村人口の都市にむかっての流出、である。」

「農村人口の都市にむかっての流出は、以前に較べてヨリ現実的になっており、且つまた、多少とも制限された範囲においてだが、全国到る処で一般的に指摘されている害悪である。農村の労働者たちは、ヨリ高い賃金の誘惑によって、村では見出せない若干の快樂の魅力によって、ヨリ安楽でヨリ骨の折れない生活という、きわめてしばしば幻想的なものでしかない期待によって、都市に惹きつけられている、と回答は述べている。わが国の大規模人口集中都市の衛生化と美観化とのために営まれている大掛りな工事が、農村放棄のこうした傾向を助長しているようである。かくして、アンケートの中で

都市の諸工事、人によっては不生産的であると見做すところまで行きついてさえいる諸工事、を中止するか、ないしは少くとも、その工事の進行速度を遅らせて貰いたいという願望が、しばしば表明されている。……

農村の労働者の人数不足の避くべからざる結果は賃金の騰貴である。事実、到る処で、それは大幅に騰貴せざるをえなかった。この騰貴は極めて多様な風に評価されており、必然的に地方毎に異なっているが、一般的にみて、ほぼ30年前に農業が支払っていた価格の30~50%高と見積られているし、貨幣価値の減価を考慮しても、騰貴は確実に極めて大幅である。」

× × × ×

以下、最も進んだ農業地帯と見做すことのできるパリ盆地の諸県からの回答についてだけ、報告文の一部を具体的に引用しておこう。

ソムム県「土地所有は、この県では、大・中・小の耕作に分割されている。大耕作は60ヘクタールから始まる。中耕作は15ヘクタールから、いや、若干のカントンでは10ヘクタールからさえ、始まる。小耕作は10アールから10ヘクタールまでの面積をもつ。大所有地は消滅する傾向にあり、中・小の耕作が顕著に増加する傾向にある。」

「賃金は過去30年以前来著しく騰貴した。一般に30ないし50%、時としては倍加さえもした。この騰貴は日雇農、請負農、年雇というすべての農業労働者について生じたが、とりわけ年雇について甚しい。賃金騰貴の真の原因は、(イ)、昔よりも多額の賃金を貰わなければ労働者に必要不可欠の物資を手に入れることを出来なくしている食料品価格の騰貴、(ロ)、労働者たちにとって次第に馴染みのものになってきたヨリ良い暮らしをするという習慣、(ハ)、最後に、骨

折りの少ない条件で而もヨリ高い賃金を払って継続的な仕事を提供することの出来る工業の競争。』<sup>3)</sup>

オワズ県「農業の労働者の賃金は、工業の労働者のそれは25ないし30%しか騰貴しなかったのに、75ないし100%の割合で騰貴した。この騰貴は、主として次の原因による。

(i), 大変な人手の不足, (ii), 雇傭機会の増加, (iii), 工業の競争, (iv), 公共事業のあまりにも急激な発達, (v), 安楽を求める心の発達, (vi), 独立を愛する心。』

「オワズ県の全域において、とりわけ除草並びに取入れの時期に人手不足が認められ、その結果、県内の多くの地点で、収穫が人手不足の為に何度も危機に瀕せしめられたし、若干の大耕作者は、誠に遺憾なことだが、彼らの耕作から除草を必要とする作物を排除することを余儀なくされた。

こうした人手不足の原因は多様である。そのあるものは、小耕作の発達、ヨリ多くの人手の使用を必要とする工業作物の発展、のような農業それ自体に属する。そのほかに農業外の原因がある。それは、骨折りのヨリ少ない仕事を提供し、而も少くとも同等の賃金を与えることによって、労働者にヨリ多くの独立を与える工業の競争、労働者たちが容易に快樂を得、容易に救済をうけるところの都市にむかっの農村人口の流出、最後に、公共事業の発達、である。……機械の使用はこうした点に関しては効果がない。脱穀機、攪土機、播種機が、今日までのところ農業に重大な奉仕を提供している唯一の道具であるが、その使用も年間の若干の時期には、労働者たちから仕事口を奪うことはな

い。』<sup>4)</sup>

セーヌ・アンフェリュール県 セーヌ・アンフェリュール県は、奇妙なことに、労働力に関する報告部分では、上記オワズ県のそれと全く同じ、(県名の個所を除いて一字一句違わない)報告を行なっている。<sup>5)</sup> こうしたことはこの時代の統計書や調査書において時々見られることである。その利用に当っては慎重であらねばならないという意味で敢えて指摘しておく。

ウール・エ・ロワール県「過去30年以前から土地所有の細分化に生じた諸変化が、生産諸条件に大きな影響を及ぼした。こうした細分化や小地片への再分割が小耕作をうみ出した。そうした細分化は、土地の耕作に捧げられる作業量と労働力量を増やした。それは労働者たちを刺激して土地を取得させ、彼らの畑をヨリ良く耕やすように仕向けた。その結果、土地生産物と地価騰貴の著しい増加をもたらした。」

「口頭でのアンケートは、小耕作のほうが中耕作や大耕作に対する競争において優越しているが、その優越性は、とりわけ、しばしば人力の限界を超えるようなエネルギーな労働に負うものであること、小耕作がその犠牲においてその基礎を固めているこのように大きな苦勞は、きわめてささやかな成果を獲得するためにそれほど苛酷な労働を要求するこの産業から遠ざかるという、若干数の若者たちがおこなう決定について決して無縁ではないということを、とりわけ明白に証明している。」

「耕作に最も重くのしかかっている負担のうち、アンケートは、まず最初に、労賃の高価を指摘した。30年以前から、すべての賃金が、農

3) Deuxième Serie, 4° circonscription. PP. 4

4) Deuxième Serie, 4° circonscription. PP. 49-50

5) Deuxième Serie, 4° circonscription. PP. 85-86

業労働者のそれも、とりわけ年雇 (des domestiques de ferme) のそれも、30%から50%も騰貴した。そして、年間の若干の時期には、人手不足は甚だしいものであって、遠方から働きにやって来る流れ者の労働者なしには、耕作者にとって、鋤き直しとか麦刈りとかの作業のような最も重要な作業を遂行することが、不可能であろう。」

「労働力の不足が大経営を次第に困難ならしめる傾向がある。この理由から職業を見棄る家族が見られるし、大農場の小作料と経営者が自分自身の腕で耕やす小土地片のそれとの間に大きな開きがあるにしても、労働力の問題がそのことに無縁ではない。そこにこそ農業の困窮の主要な根源がある、と言いうる。」

「工業の競争、ヨリ高い労働報酬やそれが得させてくれる快樂やによって、そしてまた、そこで出会う貧民救済事業の恩恵や雇傭機会及び職業の多さやによって都市が及ぼす魅力、大規模の公共事業、が畑での苛酷な労働から沢山の労働者たちを奪うし、きわめて明白な人口流出運動を惹き起す。ウール・エ・ロワール県では委員会、この運動を、婦人や娘については15人中1人、男だけについては25人中1人、世帯については50世帯中1世帯と見積るべきであると考えた。過去30年以前来その人口の1/2を失ったコミューンがいくつも挙げられている。この人手不足については、ヨリ多くの労働者を必要とするようになった農業の発達、とりわけ1848年以降拡まり彼らのうちの若干の人々を自分の計算で働らくように押しやった独立の精神、大経営や例えば手袋、ハヤネット、編上靴、等々の製造のように若干の地区で婦人や娘を雇っている零細な工業各種やから、沢山の労働力を転向させている小土地所有や小耕作の発展、都市

においても農村においてもヨリ多数の召使いを必要とするようになった安楽さの増加にもまたその役割の一部を担わせねばならない。そして最後に、家族当りの子供の数が著しく少なくなったことを述べねばならない。」

「大耕作は、われわれが指摘したばかりの人口流出運動の原因に無関係ではない。その労働者たちに食事を供与したり彼らと一緒に働いたりすることを止めることによって、それは、どんな貧民救済組織も存在していないという状況の中であって、昔は労働者たちを農場に繋ぎ止め彼らに物質的及び道徳的影響を及ぼしていたところの、あの幸福な保護を棄て去った。大耕作は、その息子たちの中で最も多くの知能を示す者たちを、そこで商業をやらせたり自由業への道を試みさせたりするために、都市に送り込む。それは、余りにもしばしば、その娘たちに教育を受けさせ、彼女たちに農業好きの心を鼓吹する代りに、彼女たちを農業からそらさせ、彼女たちの心の中に、一般にそのほうが高級なものと見做すという誤りを犯させている縁組に対する憧れを潜り込ませる。

労働者階級が同じような圧力に従わないでいるなどということが、どうしてあり得ようか。かくして、子供たちのうち最も聡明で最も多くの教育を受けた者たちは、学校を卒業すると、村を離れ、商業や工業の仕事口や職業の中に未来を求めるのが見られる。初等教育が、生徒たちをして、農業の方向に導くどころか、農業に背を向けさせることをその第一の結果としたことが、到る処で、アンケートから結論づけられた。」<sup>6)</sup>

セーヌ・エ・マルヌ県「30年以前から、土地

6) Deuxième Serie, 6<sup>e</sup> circonscription, PP. 7

所有は大幅に細分された。若干数の大所領は依然として無傷のままであるが、小分けして売却されたものが沢山ある。存続しているものも、あるいは相続による分割の結果として、あるいは小分けして売却することによってより高い値段と収入とを手に入れたと考えている土地所有者たちの計算によって、細分化に脅かされている。相続法は、それより規模の小さい所領や、すでに零細化した所有地さえもの所有者たちの間にも、同じように細分をもたらしている。けれども、このことは明確に認めておく必要があるのだが、相継ぐ購入を手段とする所有地再構成の作業が、とりわけ彼ら自身で耕作する小・中の土地所有者たちによって、彼らの要求に応じるような土地が彼らの経営の周辺に探し出せた時には、実現されている。

明文ないしは口頭での証言の大部分が、大所領の細分化は、それが実施された地方の一般的情况に幸福な影響を及ぼしたことを認めている。新しい土地所有者たちは、このようにして売却された土地を改善した。

「大土地所有者は、若干の地域における場合を除けば、一般に小作農業者をもっているし、事柄が質の劣った土地に関する場合には、彼らは容易にそれを見付け出す。彼らのうちの若干の人々は管理人をもっている。然し、例外はあり、多数の大土地所有者が彼ら自身でその所有地を経営しており、資本の聡明な使用によって農業の発達に貢献している。……」

小土地所有地は家族の成員によって耕やされている。中土地所有地は、すでに、組織的な連畜と、所有者自身の労働のほかに年雇の協力とを、受け容れている。大土地所有地は、一般に、より広大な面積に対する経営主の単一の支配と、労働者、年雇、及びより多数の連畜によ

る作業の遂行とを、予想する。」

「賃金は、過去30年以前から、農業労働者の場合にも年雇の場合にも、大幅に騰貴した。この騰貴は地方毎に異なる。労賃が%だけ騰貴した地方もある。それが2倍にさえなった地方もある。……年雇賃金の騰貴は、それ以外の労働者のそれが獲得したものに較べると上り方が低い。けれども、食事の賄い料は昔に較べると高くなっていることを見落してはならない。

こうした賃金騰貴の主たる原因は、農村における人手の稀少さである。この人手不足の原因は何か。

その原因は、数多くの事情、例えば、高い収益をもたらす各種の工業の発達、あらゆる種類の奉公人や仕事口の数の増加、都市がその物質的及び精神的な資源によって及ぼす魅力、その提供する甘美な生活、様々な工業の労働者が都市で出会うより高い賃金、などにその責が帰せられる。

都市にむかっただの人口流出は、大土地所有が支配している地方でとりわけ顕著である。それは、殆んど専ら独身者だけを、男女両性について殆んど同じ割合か、おそらくは女性についてのほうがより多い割合で、吸引する。それは労働者のあらゆる階級、すなわち、年雇、農業労働者、例えば石工や大工等々のような職種に属する労働者に影響を及ぼす。それよりモット遺憾なことは、それはしばしば、農村から最も知的で最も有能な人間を奪い去るということである。時として、若干の地区では、殆んど人口流出がおこなわれていないのに、人手、とりわけ女の人手が農業に不足していることが、明らかにされて驚かされる。その理由は、女たちが賃金の低さにもかかわらず、畑仕事よりも甘美な仕事のほうを選び始めており、すすんでパ

りの家庭向けの仕立女工になりたがるからである。」

「農村の人口減退を惹き起す諸原因、とりわけ農村をして貧困化せしめるのに最も強く寄与している人口流出の諸原因を前にして、農繁期におけるあらゆる農作業を如何にすればなお遂行しうるかが、当然に問題とされる。このことは、セーヌ・エ・マルヌ県では、もしもフランドル、ブルゴーニュ、ブルターニュの諸地方からこの県の人手不足を補いにやって来る移動労働者隊が毎年到着してくれなければ、不可能となる。けれども、フランドル人たちは今日では昔に較べると減っている。その理由は、彼らは故郷でもっと高い賃金を見出すし、旅行費用が高くなったためにセーヌ・エ・マルヌ県までやって来ることを躊躇するからである。かくして、古い習慣を回復するように彼らを励ますためには、鉄道会社は彼らに対してもっと楽な条件を作ってやるようにしてくれ、とアンケートの中で要求されている。」<sup>7)</sup>

セーヌ・エ・オワズ県「農業の労働者の賃金は過去30年来大幅に騰貴した。このことはあらゆる陳述から明らかになるし、この騰貴は、日雇農に対しても年雇に対しても、生じている。……

この騰貴の原因の数は多いが、都市にむかっただの農村人口の流出が、その主要かつ最も重要な原因であると一般に指摘されている。」

「すべての供述人が、農業機械は農村における人手の減少に全く無縁であると申立てることに一致している。これらの機械の使用は依然としてまだ極めて僅かな程度にしか普及していない。機械の使用は、次第に益々耕地が

多数の地片に細分されるために不可能でさえある。普及している唯一の機械である脱穀機さえも、人手を減らしたり、労賃を高めたり、人口流出を増加させたりする上に、何らの作用も及ぼしていない。」

「短時間に多くの稼ぎをすること、人手不足を利用すること、そして出来ることなら、最も多くの享樂を得るために賃金をふやした上に労働時間を減らすこと、そうしたことが、農村の人々の間に道徳の低下を目立たしめている情況の主要原因であるように思われる。

こうした情況において、労働者手帳に関する1854年6月22日の法律の規定を農業労働者にも適用したが良いと思われるが、治安判事に対して、彼らに委託されており且つまた次第に益々その必要度を増してきている調停事項を認めるように、その規定を修正することが必要であると思われる。」

「土地の賃貸料は騰貴し労賃は大幅に引上げられたが、そうした引上げも人手の稀少化を停止させることは出来ない。

こうした劣勢の諸原因に対抗して闘うためには秀れた道具が必要であろうが、完成された機械類も地片の細分化のために多くの地方において使用不可能になっており、資本も教育も不十分であって、依然としてその使用に対する障碍になっている。

最も聡明な農民は都市や製造業にむかって村を離れており、初等教育はそうした流出運動を促進し、皇帝の開明的な配慮が資本を農村に向って逆流させるために案出した一切の事柄は、依然としてなお殆んど効果を現わしていない。」<sup>8)</sup>

7) Deuxième Serie, 6<sup>e</sup> circonscription. PP.65—89

8) Deuxième Serie, 6<sup>e</sup> circonscription. PP.176—235



セーヌ県「大規模の公共事業と工業の発達とは、日雇労働者の賃金の40～50%の騰貴を余儀なくさせた。請負作業の場合の%はそれよりモット著しいが、経営者にとってはこの報酬方式を採用するほうが有利である。

賃金が騰貴しているにも拘わらず農業人員数は減少しており、今日の農業の必要を満たすのに不十分となっており、収穫期には、専ら外国人労働者に頼ることを余儀なくされている。

このような人手不足は、工業用作物の栽培面積の拡張からというよりはむしろ、工業や都市の大規模事業やの及ばず吸引力によるものである。脱穀機や大鎌並びに小鎌の導入も、生産のあらゆる状態を完全に变化させているこうした事物状態を、目立って緩和しているようには思われない。(農村の)人々の福祉は著しく増加したが、都市におけるそれに較べると劣った割合においてである。教育が農業にとって十分に好意的な方向を目指していないことが、農業の未来のために、一般に悔まれている。』<sup>9)</sup>

× × × ×

上記の諸県回答文のうち、例えばセーヌ・エ・オワズ県のそれの中に見られる、労働者手帳を農業労働者にも適用せよという要請についてだけ、若干の補足的な説明を加えておこう。総委員会の「報告」はそのことの是非を論じているが、この問題は、われわれの当面の問題である農業年雇の実態を知る上に役立つと思われるからである。

1845年に労働者手帳制度に関する法案が上院に提出された時、当初はその適用対象の中に農業経営に雇傭されている労働者も含まれていた。然し、法案審議の過程で、オート・マル

ヌ県選出議員でアカデミー会員(弁護士)であったブーノウ伯爵 (comte Beugnot, 1797—1865) を長とするこの法案のための特別委員会 は、農業労働者をその対象に含めることに反対の結論を出した。ブーノウ伯は、その理由を次のように報告している。

「それぞれの農場には、2つの階級の労働者が存在する。その1つの階級は、若干の地方では年極めで、が然し一般には期間を限らないで雇われている、牧夫 (les bergers), 犁夫 (les charretiers), 犁夫 (les gens de labour), 作男 (les valets de ferme), 等々がそれである。もう1つの階級は、単なる日雇労働者であって、小作農業者がその経営の為にヨリ数多の労働者を必要とする時、麦の取入やぶどうの収穫の時期に、雇って貰う。前者は紛れもなく家内の人間 (des domestiques) として農場内に留まっている。後者は、農場に謂わば現われるにすぎない。フランスの様々な地方を多人数の集団を作って歩き廻るような、そしてしばしば外国から流れ込んで来たるこうした収穫人夫たちを、手帳の義務に服従せしめることは考えられない。なぜなら、これらの労働者たちの放浪的生活と彼らが取極める契約の性質とは、彼らに関しては手帳の保証を完全に幻想的ならしめるからである。……」

「農場年雇 (les valets de ferme) は、言葉の示す通りに、労働者というよりもむしろ家内の人間 (des domestiques) である。共和暦11年芽生え月22日の法律の第15条は、労働者の雇用期間を1年に限っているが、彼らには適用されていない。彼らは小作農業者と同じ屋根の下に住み、通常彼と同じ食卓で喰べ、彼と極めて頻繁な、極めて親密な、極めて多様な関係をもっているのだから、手帳が、自分の利害関係に

9) Deuxième Serie, 6<sup>e</sup> circonscription. PP. 263—264

ついてあまり知識をもっていない小作農業者にむかって、自分の手許にやって来た年雇の正直さや手腕や素性やについて入念に調べるといふ面倒を、省いてくれるなどと信じてはならない。手帳というものは、その持参人である人物にとって好ましくない記述を何ら含んでいない筈のものだし、農場年雇というものは有期や請負の方式で雇われるわけではないので、果して雇傭契約に定められた義務を済し終えているかどうかを証明できないのだから、小作農業者に、その年雇の前の雇主の名前と彼がこの旧雇主の手許で働いていた期間の長さとのほかには、何も教えてはくれないだろう。ところで、ある1人の年雇を、こうした事実に関して十分な知識をもつ以前に、喜んで自分の農場に迎え入れるような小作農業者があるだろうか。私的な利害関心がそれほど激しく喚起されているような場所に、法律が干渉する必要があるだろうか。」

かくして法案は、農業の労働者を適用から除外するような形に修正されて成立した。(1847年)。さらに、この法律が再度問題になった1854年にも農業労働者への適用は見送られ、僅かに、農業経営に付属する工業的施設、例えば製糖工場、蒸溜工場、製粉工場で雇用される労働者にのみ適用するという修正が加えられるのに止まった。(1854年6月22日の法律)。

#### (五)

年雇労働力のこうした稀少化やそれに伴う種々の困難、例えば給金の騰貴や賄い料の高騰などを前にして、土地所有者や大規模農業経営者の側では、どのような対応をしたであろうか。

時期的にも最も古く、且つ対応策としても最も初期の形態と思われるものは、1845年の『実用農業新聞』の報ずる前出のリテルゾーフ農場の事例であろう。この農場は、もともとはエズバック男爵 (baron d'Eseback) の創設になるものであったが、フランス大革命に伴う混乱の過程で、まず1804年には父ヴィルロワ (Villerois père) の手に、次いで、182年にフェリックス・ヴィルロワ (Félix Villerois) の所有に帰した農場である。『実用農業新聞』所載のこの農場の記事はシャルル・ド・ラ・ボーム伯爵 (comte Ch. de la Baume) の手になる詳細な報告であるが、伯爵は、われわれがさきに引用した個所に続けて、次のように述べている。

「ヴィルロワ氏は、その農場経営を始めるに当って、初めの内は、その使用人たちに食事を供与するという小作農業者たちの一般的慣習を採用していた。然し間もなく彼は、このやり方に伴うあらゆる不便を認めるようになった。彼はとりわけ、このような世帯を主宰せねばならない農場主夫人の重荷が如何にひどいものであるかを知った。幸いに、農場を構成している建物群のほかに使い途のない建物群がすぐ近くに在ることがわかったので、彼はそれを利用して、雇い人たちをそこに寝泊りさせるように処理させた。同時に彼は、食事なしの貨幣賃金を受取る沢山の人夫たちを近隣の村々に求めうることを知ったので、15年以前からは、年雇ないし人夫の誰一人として最早リテルゾーフ農場で賄いを受けることはなくなった。この時以降ヴィルロワ氏は、このやり方は、状況がその導入を可能にする限り何処においても推賞されるに値するという確信を得るに至った。

20人から30人に及ぶ年雇や人夫たちに毎日食事を給与しなければならないという義務に伴

10) Première Serie, Documents Généraux. PP.169-170

う、あらゆる煩雑さ、あらゆる嫌わしき、を数えあげる必要はないだろう。耕作者であってそうした厄介さを知らないような者はいないし、それらの厄介さは、最も厳格な秩序を以ってしてもそれを完全には予防しえない性質のものである。若しもその耕作者が、毎日自分の雇い人たちの先頭に立って働き、彼の妻がその生涯をその台所で過すとしたら、すなわち、若しも夫が年雇頭に、妻が下女頭にほかならないとしたら、彼ら夫妻は、彼らの習慣と教育とに合致しているこのような生活に不満ではないし、それ以外の生活を知らないし、節約の目的から、それ以外のやり方を願ったりはしないだろう。けれども、若しもその耕作者がその習慣や教育の点で社会のヨリ上層の階級に属しているとしたら、若しも彼の経営が相当に大きな規模をもち、彼自身が自らの手の労働を考慮に入れるなどということは出来ないし、すべての時間を経営の管理や雇い人たちの監督に当てねばならないとしたら、さらにまた、彼の妻は、その古くからの習慣や教育の点で一般の耕作者の階級に属していないとしたら、事態は全く違った結果になるであろう。こうした状況のすべてがリテルゾーフでは総合しあっていたし、たとえ当時、どちらの制度を選ぶかという選択が行なわれたとしても、すなわち、雇い人たちに食事を給することも給しないことも可能であったとしても、なすへき選択に長い間躊躇されることは決してなかった、とわたしは信じている。

結婚した年雇の提供する大きな利点は、彼らはその雇主への従属度がヨリ大であり、彼らからは、良き振舞い、良き品性、家政の秩序と節約、がヨリ容易に得られ、彼らは、自分たちの運命が謂わば結びつけられており、幸運も不運も彼らと一緒にある農場や家族やにヨリ鞏固に

結び付けられている、と云うことである。反面、既婚の雇い人を選択することにはヨリ多くの困難が伴う。なぜなら、夫のほう而立派な男であるだけでは充分でなく、さらに、彼には良い女房がいるということが必要だからである。ヴィルロワ氏は、その女房が悪い家政婦だったとか、怠け者だったとか、その他等々の理由のために、至極立派な男を解雇するという事例を既に幾度も経験した。解雇した日から僅かの日数のうちに別の者を雇い入れるということは、未婚の若者を解雇する場合とか家族全部に暇を出す場合に較べると、その容易さは同じではない。<sup>1)</sup>

同じ『実用農業新聞』（1844年2月号）には有名な農政家ガスパン伯爵（comte de Gasparin）の「1843年における南部フランスの農業の状態」<sup>2)</sup> という論説も見られる。

「人々は今日、大土地所有と小土地所有の問題や、農業生産者や農業従事者やの種々様々な階級の相対的状況の問題やに、多大の関心を寄せている。1827年以来、われわれは、フランスの南部諸地方におけるこれらの重大な経済的諸問題に関連するあらゆる事実を、ずっと検証してきた。それらの諸問題は、今日なお同じような状況にある。自ら経営する土地所有者の状況は次第に益々困難になってきている。大耕作は人手の作業なしに済ますことをあらゆる手段を用いて探求しているし、工業作物を断念せざるをえなくなっている。都市に隣接する巨大なメテリ（métairie）は、いくつもの零細な規模の分益農地（métayages parcellaires）に分割さ

1) Ch. de la Baume, De la ferme du Rittershof. (Journal d'agriculture pratique, 1845. P.365)

2) comte de Gasparin, État de l'agriculture du Midi, en 1843. (Journal d'agriculture pratique, 1844, Fevrier. PP.356—357)

れたり、地片毎に農民たちに売られたりしている。農民たちが状況を現実に支配しており、労働の価格を統御している。」

「大地主たちは、彼らが自分の農場を売却によって細分しない場合にも、少くとも、その農場を耕作上は細分するほうが有利であることに気付いた。農場はいくつにも分割され、それぞれの経営地に工業作物を栽培する労働者たちにむかって、分益小作制の形で貸付けられる。かくして労働者たちは、殆んど例外なしに小規模の小作地をもつことになり、毎日毎日をそうした小作地で送るようになり、賃仕事をやらなくなる。……

こうした事態の結果として、労働力の供給は需要を下廻ることになり、労働者が市場の主人になる。……

このような前提に従えば、大耕作はあらゆる手段を用いて必要労働力を減らす努力をすべきであることは、容易に理解される。かくして、作物種類を、麦、飼料作物、桑とぶどうに限定することによって、日雇労働者への依存から自由になりうるあらゆる機械的手段の探求に熱心に従事せねばならない。30年前にはむらさきうまごやし畑の創設や開墾用として大農場の会計簿中になおしばしば姿を見せていた手鋤 (bêche) は今や全く姿を消し、最も強力な犁 (charrue) によって取って替られた。多数の犁刃をもつ耕耘機が、ある種の耕起、とりわけ種子の埋め込み用に、<sup>3)</sup> グリフォン、<sup>3)</sup> の名の下に導入された。」

然し、ガスパラン伯爵の提唱にも拘わらず、機械の採用によって労働力不足に対応することは、当時のフランスにおいては、まだ決して可

能ではなかった。このことは、さきに見た1866年の「農業アンケート」の教えるところであった。普及した唯一の機械は脱穀機であった。かくして、ガスパラン伯爵自身の文章が教えていたように、主要な対策は、大農場を解体してそれを多数の零細農民に貸付けることであろう。

前出ロミュー夫人の『19世紀フランスにおける農民と農業』(1865年)は、その第三部を各県農業の概説にあてているが、そのタルン県の項には次のように述べられている。

「作業を遂行するための、この地方に特有の方式。多くの地域で、除草、鋤き直し、収穫の取入れ、のためのすべての作業は、生産物の一部分を支給するというやり方で契約した値段で行なわれる。経営の規模に応じて定まった若干数の家族が、ソラティエ (solatiers) とか、エステヴァディエ (estivadiers) とかいう名前で呼ばれて、その農場に結びつけられている。これらの家族のそれぞれは1ヘクタールの土地を受取り、その土地を双刃鋤 (pelleversoier) で冬の間に耕やしてトウモロコシを蒔付け、その栽培のすべてを家族で行なう。旦那のほうは播種のための地面の畝作りと、その収穫物の農場への運搬を義務づけられているだけである。収穫物は折半され、藁は経営に残される。農民家族のほうは5～6日を無償で働かねばならない。すべてのソラティエたちは、時期が来ると参集し、旦那の命令に従って、耕地に蒔付けられたトウモロコシの除草、土寄せ、収穫の全作業、及び麦のあざみ除け、取入れ、脱穀、を一緒になって遂行せねばならない。こうした作業については収穫物の3/8を受取り、それを彼らの間で分配する。……」。<sup>4)</sup>

3) griffons. 半獅子半鷲の怪物の名。

4) Madame Romieu, Des paysans……. P.742

尤も、タルン県は相当に後進的な地方であり、この方式も決して新しいものではなく、むしろ極めて古い時代の遺制であると見做すべきかも知れない。そこでここでは、パリ盆地の側縁部分にあたるロワール・エ・シェル県の場合をみよう。

ロワール・エ・シェル県農村の1848年以降における進化は、ジョルジュ・デュプーの『ロワール・エ・シェル県の社会的・政治的諸様相、1848—1914。』<sup>5)</sup>によって詳細に明らかにされている。しかし、わたしは既に、デュプーのこの著作を中心にした同県農村の進化を本誌（第43巻第2号）において検討しているので、ここでは、その中のほんの一部分を再録するに止めしておく。

デュプーは、1851年にその管轄地域内を視察して廻った税務官吏の報告に基づいて、次のように述べている。

「すべての小作農業者は、その経営内の年雇の数を出来るだけ減らして彼の自由になる日雇労働者を獲得する目的で、園地、3～4ヘクタールの土地、及び牝牛1頭と山羊1頭分の放牧権の付いた小さな家屋を、多数の家族に貸付けている。これがロカテュール (locature) と呼ばれているものである。《それはコミューン内に11存在する》(ラモット・ブーヴロン)、ロカテュリエ (locaturiers) の家族は《彼らの提供する労働日によってその借家料を支払う》(プリュニエ・コミューン)。かくしてソーニユ地方は、地主、小作農業者、ロカテュリエからなる極めて厳格なヒエラルキーが存在する。そしてこのヒエラルキーは、《各小作農業

者は彼の従属下に1人ないし2人のロカテュリエをもっている》(ラモット・ブーヴロン・カントンのヴァーゾン・コミューン) という描写によって完璧に図解される。」

農民離村がさらに激化すると、事態はさらに進展する。デュプーは、選挙人名簿を利用して同県農村における職種別人口構成の変化を明らかにし、次のように結論している。

「選挙人名簿の検討によって、職業別構造は農村では、経営者カテゴリの増加という形で進行した、と結論することが出来る。この進化のプロセスは、次のように再構成できるように思われる。おそらくは第二帝政期に合致すると思われる第一の段階では、日雇農及び自作兼日雇農の一部は所有地を手に入れたりその小土地片を増やしたりした。農業恐慌期と時期を同じくする第二の段階においては、農業賃金労働者の一部分、おそらくは最も年若かで最も冒険心に富んだ者たちが、離村者の主要構成員を提供した。」

デュプーからのこの引用文中、「農業賃金労働者の一部分、おそらくは最も年若かで最も冒険心に富んだ者たち」の離村が、あたかも「農業恐慌期と時期を同じくする第二の段階において」しか始まらないかに受取られる部分については、わたしは既に、その誤りを指摘しておいた。すなわち、彼らの離村は既に早く第一の段階において始まっており、そのことが彼らの労働力に依拠していた古い型の大経営の崩壊を招き、それがさらに、「日雇農及び自作兼日雇農の一部は所有地を手に入れたりその小土地片を増やしたり」する現象をもたらした、というのがわたしの見解である。

日雇労働者や年雇労働者たちが次第に土地持ち農民に成り上っていきこうした過程について

5) Georges Dupeux, *Aspects de l'histoire sociale et politique du Loir-et-Cher, 1848—1914*, Paris, 1962.

は、前章でその一部分を参照しておいたロナル＝アンリ・ユブシュルの論文<sup>6)</sup>が、とりわけ多くのことを教える。この論文は、パ・ド・カレ県ベテューム郡カンブラン小郡 (canton de Cambrin, arrondissement de Péthume) に約100ヘクタールの所有地をもつ、自ら経営する土地所有者アルベル＝オーギュスト・フラオー (Albert-Augusté Flahaut) が遺した詳細な会計簿を利用して、19世紀における農村下層民衆の状態を究明した極めて秀れたものである。

この論文によると、同家は時期によって変動する12～15人の雇い人 (le personnel salarié) の協力によってその経営を行なったが、その雇傭する労働者は、次のようなカテゴリからなりたっていた。

イ、収穫人夫、なたねの植付け、などに従事する季節的な農業労働者。

ロ、自らも小土地片を雇主の助力を得て耕作し、それ以外の時間はすべて雇主の畑で働らく零細経営農民

ハ、羊飼 (bergers), 犁夫 (valets de charrue), 家事年雇 (servantes de maison), 庭年雇 (servantes de cour), 子守り (gardes d'enfant) のような年雇たち。これらの年雇たちもまた、時として自らの経営地をもっている。

ニ、車大工や鍛冶工などのような村の職人。

これらの労働者たちのうち、(ロ)の自らも経営地をもつ日雇労働者と(ハ)の年雇についてだけでも少し詳しく見ておけば、前者の日雇農の経営地は、1ヘクタール70から4ヘクター

ル60の間、最も普通は2ヘクタール50の規模であり、それらの土地は、自作地であることもあったが、多くの場合は小作地であった。彼らはそれを殆んど家族労働によって耕やしたが、耕起とか、収穫物や肥料の運搬などの作業についてフラオー家側の協力を得た。

次に、われわれ当面の関心事である年雇労働者に関する個所を、そのまま引用しよう。「自らも経営地をもつ労働者と召使い (serviteurs) とをつなぐ蝶番の位置にあって、自らも経営地をもつ年雇たちは、きわめて独自な一つのグループを構成している。彼らは、年極めて雇われているが、それでもなお、時として主人側の助力をえて、自分自身の計算で耕作するいくつかの小土地片を経営している。多くの犁夫の場合、特にそうである。

このグループの特徴を最もよく代表する事例は息子のルイ・エルヌー (Louis Hernu fils) のそれである。なぜなら彼は、自ら経営地をもつ労働者 (ouvrier exploitant) から自ら経営地をもつ年雇 (domestique exploitant) への転化をわれわれに示してくれているからである。彼についての記述がフラオー家の記録に最初に現われるのは1825年である。彼はその時、その経営が前に述べておいたような方式によって保証されている、1ヘクタール半の面積をもつ若干の畑を小作していた。1829年に、一つの重要な変化が彼の身分の上で明らかになる。彼は、年雇として傭われ、彼の妻はそのまま女日雇農として働き続ける。それでもなお、彼はその耕作を放棄しない。それどころか、今や雇主のほうで、彼にいろいろ無償の提供を保証する。

何故こんな進化が生じるのか。おそらくは、18世紀において既に指摘されており、この型の

6) Ronald-Henri Hubscher, une contribution à la connaissance des milieux populaires ruraux au XIX<sup>e</sup> siècle. Le livre de compte de la famille Flahaut (1811-1877). (Revue d'histoire économique et sociale, 1969)

協力関係に固有であると思われる一つの現象の故にであろう。すなわち、職分の不可避的な滑走が生じ、利害の中心点の論理的な転位が生じる。労働者たちは少しずつ労働者ではなくなり次第に益々、自分の利益で経営する耕作者になり変って行く。彼らが、ありとあらゆる犠牲に耐えて目指している目標は、自らを大きくすることであり、独立したものになることである。雇主に捧げる時間は大幅に減る。雇主側は結局、もはや勘定が合わなくなり、労働力を欠くことになる。かくして、長期的にみると、この制度は雇主側に不利であることを顕らかにする。おそらくは、ここにこそ、この制度がフラオ一家では1836—1838年頃姿を消した理由がある。……

工業的諸中心地にむかっただの下層農民たちの離村と共に、労働力の保存の問題が次第に益々不安の度を昂めるような関係において課されてくる。パ・ド・カレ県では、鉱山からの吸引力が著しかったので、農業者側は守勢に立たされ、われわれが前に述べたように、労働者や年雇たちが所有している畑での、若干の作業を無償で行なうことが、一般的な慣行になっていく。これは、彼らを土地に繋ぎ留めるための極めて重要な因子の一つである。

いずれにしても、エルヌーに与えられた新しい状態は、悪くはなかったようである。彼は、彼を召使と同じように不安から庇護してくれる給金を受取り、且つまた、自分の経営地の上で遂行される耕耘作業に対して、もはや何の支払いをする必要もない。この時以後、彼のフラオ一家との間の勘定は常に黒字である。彼は毎年屠せた豚1匹を彼の主人から買っており、1831年には牝牛1頭を買う。この年以降、彼は定まって甜菜を栽培してそれを主人側に売り、代り

に主人側から麦を買い入れる方式を選ぶ。1834年には、ベテームの公証人の許に100フランを持参している。この金は、おそらくは若干の地片の購入に当てられたものと想像できる。…

要するに、自らも経営地をもつ労働者のカテゴリは、その日雇たると年雇たるとを問わず、極度に活動的で素晴らしく勤勉なグループの印象を与える。絶え間のない努力によって、さらにまた、極めて苛酷な労働と艱難辛苦に耐えて彼らのうちの或る者たちは、たとえ土地所有者でないまでも、独立の小経営者の水準にまでよじ登る。小耕作者がしばしばその出身をひき出すのはこの集団からである。

要するに、雇い人と雇主との間のこうした協力の型は農村の下層民たちの社会的上昇の一つの確実な手段であったことを、われわれは記憶しておこう。』<sup>7)</sup>

#### (六)

前章で提示したようなわたしの見解は、さらに、ピカルディ農村を対象にしたフィリップ・パンシュメル著『1836年から1936年にかけてのピカルディ農村における、社会構造と農村人口の減退』<sup>1)</sup> (1954)によっても支持される。少し詳細に紹介しておこう。

パンシュメルのこの業績は、ソンム県内の3つの小郡カントン(Rosières, Hornoy, Rue)を対象に、政府による人口調査の「個人名のあげられている一覧表」(la liste nominative)を主たる資料にした研究であるが、メナジェ(le ménager)がロジエール・カントンでは398経営

7) 同上書、381—383頁

1) Philippe Pinchemel, Structures sociales et dépopulation rurale dans les campagnes picards de 1836 à 1936. Paris, 1954.

中の255, オルノワ・カントンでは529経営中の251, リュー・カントンでは459経営中の372を占めていたことを示したあと、次のように述べている。

「メナジェとは、合計して1ないし5ヘクタールの数地片を自由にし、その装備（牽引、農具）の不足を労働の交換によって補うような、全く小さな規模の経営者である。メナジェは大農（un gros cultivateur）の経営で働らき、大農の側では、メナジェ側の畑の耕起をやってやったり、そうした作業を行なうのに必要な家畜や農具をメナジェ側に貸してやったりする。メナジェとは、基本的には、馬を所有していない農民である。」<sup>2)</sup>

「個人名リストの研究は、メナジェという職業は何よりも先ず一つの経過的段階、一つの過渡的な職業カテゴリであり、この事実それ自体によって、中間的なものであることを明瞭に示している。

メナジェは、すべての家族構成員の大変な苦勞によって実現された貯蓄金の、若干の土地の購入ないし借入れへの投下によって、次の段階にはどんなものに成るか。メナジェとは村落に根をおろした農業労働者であり、その社会的上昇の最初の歩みであり、次の歩みは小規模の小作農業者の段階である。それは、将来を確信している、そしてわれわれは、こうした観察の重要性をあとで知ることになるのだが、若干の土地の耕作によって工業的活動を補って将来を確信している、職人である。それは、親譲りの経営は長兄に委ねられるので、零から出発して自分の運命を試みている、耕作者の息子たちの一人である。あるいは、こうした事例の数はモットしばしばだが、若干の零細地片を自分の手許

に留めて自らメナジェとなっている、年老いた父親である。あるいは、その生涯中に購入した零細な土地資本の上で細々と暮しながらその一生を終らろうとしている、元商人や元職人である。」<sup>3)</sup>

「メナジェたちは、したがって、19世紀中ないしは20世紀初期において、農業労働者のグループと耕作者（cultivateurs）階級との仲介者である《中間階級》（classe moyenne）を構成していた。この階級は、それを経て人々が向上したり、場合によっては再下落したりすることもある、土地所有の第一階梯であつたし、農民離村の只中における待望の階級（classe d'attente）であつた。」<sup>4)</sup>

但しパンシュメルは、こうした農業労働者ないし年雇→メナジェ→小規模小作農業者という進化の型は、何処にでも同じように現われるものではない、としている。「メナジェたちの上昇、その人数は、事実、それ以外の社会的カテゴリ、とりわけ耕作者（le cultivateur）カテゴリの在り方の如何にかかわる」<sup>5)</sup>と彼は云う。

「われわれは前に、がっしりした村落（des villages solides）と弱体な村落（des villages faibles）とを区別した。前者にあつては、メナジェはその数が少なく、彼らは、最初はメナジェとして身を立てること自体に、次にはそうしたメナジェとしての境遇を維持する上に、多くの困難に出会う。こうした村落の場合には、彼らは、大耕作者がソロバンに合わないと放棄しているような土地、遠隔の、貧弱な土質の地片で満足しなければならない。耕地の交換分合を

3) 同上書, 88頁

4) 同上書, 91頁

5) 同上書, 88頁

2) 同上書, 86頁



必要とする農業の発達もまた、彼らに対して不利である。もはや、あまりに規模が大きすぎる上に余りに小作料の高すぎる広大な地片、すなわち、再貸付のための分割を地主のほうで聴き容れてくれないような地片、をしか探し出せない場合には、メナジェは姿を消さざるを得ない。

これに反して、もう一つの村落では、若干のメナジェたちは、死にもの狂いの働きによって、絶えずその経営の規模を拡大し、次いで、馬1頭と牝牛1頭とを買入れ、小規模の経営者に成り上がることが出来るし、これらすべての行為は、明らかに、ヨリ規模の大きい経営者たちの犠牲において遂行されることが出来る。<sup>6)</sup>

× × × ×

「ノルマンディ年報」所載のマルセル・マルトーの論文、「ビュー・フューメ（カルヴァドス県）の一農場の進化」<sup>7)</sup>が、こうした社会的上昇の事例を提示しているのので、併せて掲げておく。

この論文は、もともとは、19世紀初めから20世紀中葉にかけての150年間における、カルヴァドス県ブレットヴィル・シュール・レーズ（Bretteville-sur-Laize）村の一農家の、家屋構造の変遷を取上げた研究であるが、1809年に44才だったジャン・ピエール・エリ（Jean-Pierre Elie）という小農夫が、5筆からなる3ヘクタール6アールの劣等地から出発して、1839年に死亡するまでの30年間に、11ヘクタール余を買ひ加え、計14ヘクタール899の農場に成長させた過程を示している。すなわち、

1809～1822年に

6) 同上書, 89頁

7) Marcel Marteau, L'évolution d'une ferme de Vieux-Fumé (Calvados). (Annales de Normandie, 1956)

2筆からなる0 ha. 3319

4筆からなる0 ha. 6771

1筆からなる0 ha. 1550

1827年に

2筆からなる2 ha. 1911

1筆からなる0 ha. 1660

1筆からなる2 ha. 2875

1829年に

1筆からなる0 ha. 0936

1835年に

1筆からなる0 ha. 0770

1836年に

2筆からなる5 ha. 0929

2筆からなる0 ha. 3461

1838年に

1筆からなる0 ha. 4212

を購入している。

さらに、1839年にジャン・ピエール・エリの死亡後は、娘のエリザ・エリ（Elisa Elie）の婿フランソワ・ガロ（Francois Gallot）に引継がれ、次のように買い加えられた。

1841年に

1筆からなる1 ha. 03

1844年に

1筆からなる1 ha. 9125

1849年に

1筆からなる1 ha. 8250

1筆からなる0 ha. 0644

1853年に

2筆からなる0 ha. 2176

1856年に

1筆からなる1 ha. 6560

1868年に

1筆からなる0 ha. 1995

1869年に

1筆からなる0 ha. 1628

1875年に

1筆からなる0 ha. 6385

つまり、1841年から1875年までの34年間に7 ha. 7063を加え、第二帝政下に、この農場は22ha. 60の規模に成長したわけである。然し、1882年2月11日にフランソワ・ガロがそれぞれに結婚している2人の娘を残して死亡した頃から後は、衰退に向う。すなわち、1885年、1889年、1898年と相次で売られており、残りの遺産もこの2人の娘の間で分割して相続されてしまう。なお、この農場経営の労働力の構成に関しては殆んどわからないが、1866年頃の状態として、次のような記述がある。

「ガロと彼の妻、彼の義兄弟（ジャン・ピエール・エリの息子ジャン・ルイのことであろう、1882年に死亡—湯村）のほかに、20才、21才、及び23才の3人の常雇（domestiques）と26才の1人の女常雇（une bonne）を数えている。」

### （七）

最後に、前に保留しておいた「1851年の人口調査」書の分析を試みよう。

前にも述べたように、フランスの人口統計書が職業別構成についての数字を提供するのは、この統計書が初めてである。したがって、前にみたプータスの業績も、それ自体としては誠に興味深い、極めて克明かつ精密な分析ではあるが、残念ながら、その対象とする範囲を一般的・基本的な人口動向の析出に限っている。この人口統計書の分析は、それだけに重要であると云える。

この1851年の人口調査書は、農業人口を、自

作（propriétaires cultivateurs）、小作（fermiers）、自作兼小作（fermiers propriétaires）、他業兼小作（fermiers exerçant en même temps une autre profession）、分益（métayers）、自作兼分益（métayers propriétaires）、他業兼分益（métayers cerçant en même temps une autre profession）、日雇（journaliers agricoles）、自作兼日雇（journaliers propriétaires）、他業兼日雇（journaliers exerçant en même temps une autre profession）、農場年雇（domestiques attachés à la ferme）、木樵・炭焼（bûcherons, charbonniers）の12職種に別けて、その男女別の数字を県毎に掲げている。これは誠に貴重であると云わねばならない。然し、同種の統計が他の年次についても得られるわけではないので、この統計書を利用してそうした職種別人口の動向を析出するためには、若干の工考をこらさねばならない。一つの方法は、フランスの全県をいくつかの地方に分けて地方毎の特徴を明らかにすることであるが、その地方分け自体をどのような基準に則って行なうかという点について、種々の見解が対立するであろう。

そこでわたしは、すべての県について県の総人口中に占める農業人口の%を算出し、その%の大小に従って全県をいくつかのグループに分けるという方式を採った。<sup>1)</sup> フランスという国は地方毎の特徴が極めて大きいということが一般に強調されているが、わたしは敢えてそうした事情への考慮を払わずに、専ら農業人口の%のみを基準にしてグループ編成を行なったので

1) 全県とは云っても、サヴォワ、オート・サヴォワ、アルプ・マリティームの3県は、1860年に新たにフランス領になった県であるので除外されねばならない。また、コルシカは、本土でないという理由で除外した。

ある。いろいろ問題はあっても、農業人口の%こそが、古いフランスから新しいフランスへの進化の度合を最も基本的に表現する指標であると見做しうる、と考えるからである。

農業人口の%の算出は、1861年の人口調査書(Recensement de l'année 1861)を用いて行なった。残念ながら、わたしの利用している1851年の人口調査書の写しではその算出が出来なかったからである。また、前にも述べたように、19世紀のフランス農業を考察する場合には、1860年という年次が最も重要な基準になると考えるからでもある。1860年を境に古いフランスは急激に新しいフランスに変貌するのであって、1851—1961年の10年間には大きな変化は生じていない。

このようにして算出した農業人口の%に従って、全県を5つのグループにまとめ、そのグループ毎に職種別人口の平均構成値を算出したのが第2表である。ただし、原統計表の職種数は

前に見たように12種もの多数にのぼっていてあまりに煩雑であるので、表にみるように6種に整理・統合した。すなわち、表にいわゆる「小作」の中には原表の小作のほかに、他業兼小作、分益、他業兼分益が含まれており、「自作」中には自作兼小作と自作兼分益とが含まれている。ただし、日雇、自作兼日雇、他業兼日雇という3つの職種をどのように処理するかについては種々意見が分れると思われる。そこで「日雇」とはそれら3つの職種の合計であると見做して算出したのがa表であり、そのうちの自作兼日雇だけは「自作」のほうに加え、したがって「日雇」とは日雇と他業兼日雇の合計であると見做して作成したのがb表である。

さて、表の教えるところであるが、何人の目にも明白なことは、農業人口の%が低くなるに従って、年雇労働者の%は、70%以上のグループを唯一の例外に、確実に減少傾向をみせるということであろう。逆に日雇の%は、すべて

第2表 農業人口の職種別構成(1851年)

農業人口の% ( )内は県数	実 数							%							
	自作	小作	自小作	日雇	年雇	木炭	樵炭	計	自作	小作	自小作	日雇	年雇	木炭	樵炭
a	70%~ (13)	94,477	25,032	6,328	27,797	17,238	628	171,500	55.1	14.6	3.7	16.2	10.1	0	100
	60~70% (31)	66,963	25,945	8,409	41,877	26,090	1,221	170,505	39.2	15.3	5.0	24.5	15.3	0.7	100
	50~60% (19)	46,872	27,439	12,321	58,622	25,687	3,133	174,074	26.9	15.7	7.1	13.3	14.8	1.8	100
	40~50% (14)	52,620	13,432	8,743	61,684	17,447	2,934	156,859	33.5	8.6	5.6	39.3	11.1	1.9	100
	~40% (8)	26,547	21,181	12,305	77,747	16,190	2,376	156,346	17.0	13.0	7.8	49.8	10.4	1.5	100
	計 (85)	287,479	113,029	48,106	267,727	102,652	10,292	829,284	34.7	13.6	5.8	32.3	12.4	1.2	100
b	70%~ (13)	100,444	25,032	6,328	21,830	17,238	628	171,500	58.4	14.6	3.7	12.7	10.1	0	100
	60~70% (31)	74,018	25,945	8,409	34,822	26,090	1,221	170,505	43.3	15.3	5.0	20.4	15.3	0.7	100
	50~60% (19)	57,486	27,439	12,321	48,008	25,687	3,133	174,074	33.0	15.7	7.1	27.7	14.8	1.8	100
	40~50% (14)	68,309	13,432	8,743	45,995	17,447	2,934	156,859	43.5	8.6	5.6	29.3	11.4	1.9	100
	~40% (8)	34,312	21,181	12,305	69,982	16,190	2,376	156,346	21.9	13.0	7.8	44.8	10.4	1.5	100
	計 (85)	334,569	113,029	48,106	220,637	102,652	10,292	829,284	40.3	13.6	5.8	26.6	12.4	1.2	100

のグループを通じて確実に増加する。自作、小作、自小作の3つの職種については、傾向は上記の年雇及び日雇の場合ほどに明確には示されないが、ほぼ、自作は減少し、小作も減少し、自小作は漸増すると読みとることが出来よう。本稿の(四)、(五)、(六)章で検討したところと考え合せれば、古い型の大経営が年雇労働力の減少によって崩壊し、新しく土地持ちの小経営群を出現させていく過程が示されていると見做すことが出来よう。但し、こうした動向を明確に結論づけるには、なおこの表の示すところだけでは不十分であり、ここではただ、農業人口の%が低まるにつれて年雇の%は減り日雇の%は増えるという確実な事実のみを指摘するに止

めておこう。機会を改めて1862年及び1882年の「農業統計」書の分析を行う予定でいるので、そうした諸点については、その際に改めて明らかにしたいと考えている。

なお、ジョルジュ・デュビイ及びアルマンワロン監修のもとに最近刊行された『フランス農村史』（第3巻）に、男子成人農業人口中に占める農業労働者（日雇及び年雇の合計）の%を県毎に示す地図を、同じく1851年の人口統計書に拠って、掲げられている。参考のために掲げておく。<sup>2)</sup>（第1図）。

2) Georges Duby et Armand Wallon, Histoire de la France rurale, tome 3. 1976. P.96

第 1 図

